

山形県 県史だより

第19号

山形県総務部学事文書課分室

県史資料室

(図1) 小桜館 (旧西置賜郡役所)



〈特別寄稿〉山形県に残る郡役所文書

山形大学学術研究院准教授 (人文社会科学部主担当)

小幡 圭 祐

はじめに

二〇一一年(平成二十三)「公文書等の管理に関する法律」が施行されたのを契機として、公文書を歴史資料として保存する動きが高まりをみせている。山形県においても二〇一五年に山形県公文書センターが設立され、二〇一九年(平成三十一)制定の「山形県公文書等の管理に関する条例」で歴史資料として重要な県の公文書は「特定歴史公文書」として、永久に保存することが義務付けら

れた。またこれに先行して国や都道府県において公文書を文化財として指定する動きも活発になってきている(表)。本稿ではこのような公文書の中でも、県史資料室にも所蔵されている郡役所文書について紹介することを通じて、山形県において公文書を保存する意義を考えてみたい。

一 「郡」・郡役所文書とは？

「郡」と聞くと、今では都道府県より小さく、市町村よりも大きい、単なる地域を示す概念のように思われるかもしれないが、戦前においては、都道府県や市町村と同様、独自の役所(郡役所)・議会(郡会)・予算(郡費)を持つ自治体として機能していた。「郡」は一八七八年(明治十一)の郡区町村編成法によって成立し、一九二一年(大正十)に郡制が廃止されることで終焉を迎えるが、郡役所自体は一九二六年(大正十五)まで機能した。山形県の場合は、初代

県令・三島通庸の在任中に、南村山郡・東村山郡・西村山郡・北村山郡・最上郡・飽海郡・東田川郡・西田川郡・西置賜郡・東置賜郡・南置賜郡の一一郡が設立されている。山形にお住いの方にとっては、自治体としての「郡」よりも、長井市の指定文化財になっている小桜館（旧西置賜郡役所）(図1)などのような擬洋風で建てられた郡役所の建物の方が馴染み深いかもしれない。

郡役所文書は、その名の通り、郡役所で作成・收受された公文書である。「郡」の活動によって生じた公文書はもちろんのこと、「郡」に所属す

○国指定重要文化財

- ・「京都府行政文書」（江戸～昭和の15407点、府庁文書12641点・府庁史料2100点・郡役所文書249点・豊岡県大区務所文書18点・宮津藩政記録389点、2002年6月26日国指定）
- ・「山口県行政文書」（江戸～昭和の13549点、県庁文書12597点・郡役所文書952点、2005年6月9日国指定）
- ・「埼玉県行政文書」（明治初年～昭和22年の11259点、戦前期文書・埼玉県報・社寺明細帳、2006年3月17日県指定、2009年7月10日国指定）
- ・「群馬県行政文書」（明治2～昭和20年の17858点、郡役所文書を含む明治～昭和戦前期行政文書・議会図書室収集行政文書・明治期地図等・県議会文書・群馬県報・官報、2007年3月県指定、2010年6月29日国指定）
- ・「東京府・東京市行政文書」（明治～昭和の33807点、府文書・市文書・郡役所文書・区役所文書・編入町村役場文書、2004年3月都指定、2014年8月21日国指定）

○都道府県指定文化財

- ・「長野県行政文書」（江戸～昭和期の10783点、2008年1月県指定）
- ・「奈良県行政文書」（明治～大正の6695点、県庁文書・郡役所文書、2009年3月31日県指定）
- ・「三重県行政文書」（幕末～昭和32年、11643点、郡役所文書含む県庁文書7301点・絵図地図類4342点、2010年3月11日県指定）
- ・「秋田県行政文書」（慶応元年～昭和22年、20748点、郡役所文書を含む、2010年3月12日県指定）
- ・「滋賀県行政文書」（9068点、郡役所文書を含む、2013年3月県指定）

※国指定については「国指定文化財等データベース」

(<https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index>)、都道府県指定については各都道府県のウェブページなどを参照。

(表) 文化財となった公文書

る基礎自治体（町村）からのさまざまな上申や、郡の上位に位置する府県・国からの指令、府県や国への上申の控など、府県・国にまつわるさまざまな情報をも含んでいる。郡役所文書を網羅的に考察した丑木幸男氏の同編刊『郡役所の研究』（二〇一二年）によると、「郡」が

る基礎自治体（町村）からのさまざまな上申や、郡の上位に位置する府県・国からの指令、府県や国への上申の控など、府県・国にまつわるさまざまな情報をも含んでいる。郡役所文書を網羅的に考察した丑木幸男氏の同編刊『郡役所の研究』（二〇一二年）によると、「郡」が町村からもたらされる住民情報を集約し、府県ひいては国の政策立案に反映するという重要な機能を担っていたものの、「郡」組織が廃絶したことで全国的に廃棄される例が多いため、戦前の公文書の中でもひととき貴重な存在であると位置付けられている。

所在情報アンケートを行っているが、実は山形県の郡役所文書はここでは調査対象とされていないかった。しかし、「資料紹介 県史資料室資料」西村山郡役所史料「地理一途」「土木一途」(『山形県県史だより』第一七号、二〇二〇年)によって県史資料室に西村山郡役所文書が所蔵されていることが紹介されたことで、山形県においても郡役所文書が存在していることが明らかとなった。

町村からもたらされる住民情報を集約し、府県ひいては国の政策立案に反映するという重要な機能を担っていたものの、「郡」組織が廃絶したことで全国的に廃棄される例が多いため、戦前の公文書の中でもひととき貴重な存在であると位置付けられている。

そこで筆者は、県史資料室に配架された目録類やインターネット上で公開された情報をもとに、可能な範囲で山形県の郡役所文書の所在調査を行ってみた。一部の史料保存機関には、文書の来歴などについての追加調査もお願いしている。コロナ禍も相まって完全な調査とは言えないかもしれないが、調査した結果をここに共有したい。

(一) 県史資料室所蔵「西村山郡役所史料」

先に紹介した「資料紹介 県史資料室資料」西村山郡役所史料「地理一途」「土木一途」によると、一九七九年（昭和五十四）四月に、寒河江建設事務所が西村山合同庁舎（現在の村山総合支庁西村山地域振興局）に移転するに際して、旧西村山郡役所で作成・保管されてきた簿冊を当時の県史編さん室が引き継いだものとされている。

二 山形県の郡役所文書

それでは、山形県において郡役所文書はどれだけ残っているのでしょうか？ 丑木氏は、全国の史料保存利用機関に対して郡役所文書の

文書の点数は八七点である。郡役所には、一八八〇年（明治十三）の「郡務取扱規定改定二付達」により庶務・衛生を掌る第一科、勸業・学務を掌る第二科、地理・土木・租税・出納を掌る第三科が置かれたが、本文書はこのうち第三科が作成した「地理一途」「土木一途」と題する文書を中心とする（図2）。

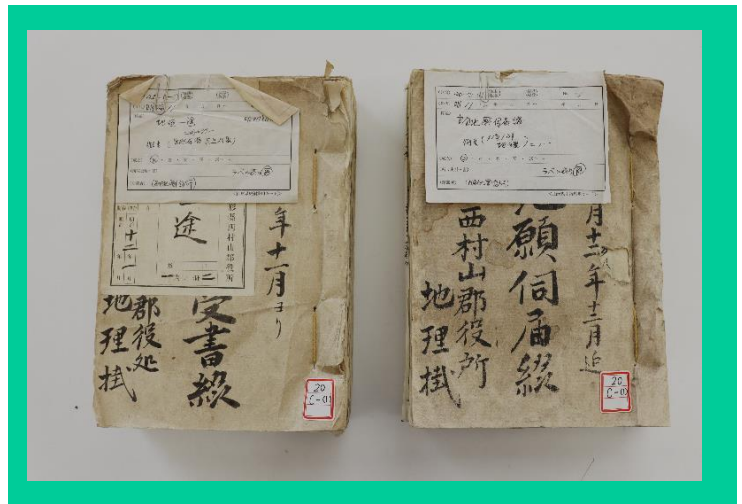
（二）光丘文庫所蔵「飽海郡役所資料」

光丘文庫は酒田市立図書館のウェブサイトによると本間家三代の光丘を顕彰するために設けられた頌徳会が、八代光弥から寄贈された一〇万円を原資として一九二五年（大正十四）に先祖伝来の蔵書を保存するために設けられたものとする。山形県師範学校編刊『郷土研究資料目録並解説』（一九三三年）に掲載されている光丘文庫の目録によると、すでにこの段階で「元飽海郡役所書類」として所蔵が確認できることから、飽海郡役所の廃止から遠からぬ時期に光丘文庫の所蔵になったとみられる。

光丘文庫編『酒田市立光丘文庫所蔵国書分類目録』（酒田市、一九八八年）によると「飽海郡役所資料」（郡役所一〇六二）として一〇〇冊が掲げられているが、酒田市立図書館の「光丘文庫資料データベース検索」で確認すると一四四点がヒットするので、実数は一四四点と考えられる。一九二三年（大正二）九月五日制定の「山



（図3）「旧最上郡役所資料」（写）
（県史資料室所蔵）



（図2）「西村山郡役所史料」中の
「地理一途」「土木一途」（県史資料室所蔵）

形県郡役所処務細則」によると、郡役所には、諸令の交付・郡会・郡費・土木・営繕・地理・衛生・統計などを掌る庶務係、学校・図書館・青年団・婦人会などを掌る学務係、徴兵・軍人軍属・戸籍・神社・寺院宗教などを掌る社寺兵事係、農工商業などの産業・通信・特許・銀行・移民・農会・産業組合などを掌る勸業係、郡有財産・郡費決算・徴税会計などを掌る会計係の五係を置くとしていた（『郡役所文書の研究』一四九〜一五〇頁）。本文書の表題を見ると、庶務係系統では「飽海郡通常会決議録」「議事堂政策書類」など、学務係系統では「酒田市中学校資金献納調」「愛国婦人会町村年釀金送納仕分書」など、社寺兵事係系統では「戦時経営調綴」「神社一途」「寺院之部」など、勸業係系統では、「森林一途」「鉄道関係一途」など、会計係系統では「飽海郡役所会計関係書類綴」などがあり、「郡」の職掌に応じた文書が網羅的に収められている点に特徴を有する。

（三）新庄市立図書館所蔵「旧最上郡役所資料」

県史資料室には、新庄市立図書館に所蔵されていた「旧最上郡役所資料」を複製したモノクロの紙焼き本が複数残されている（図3）。同館に所在調査をお願いしたところ、現在は同館の所蔵資料に該当するものはなく、また同館の貴重な資料は新庄ふるさと歴史センターに移管

された可能性があるとのこと、こちらでも調査いただいたが、該当する資料はないとのことであった。さらなる今後の調査が必要である。

文書の点数については詳らかではないが、県史資料室の紙焼き本の表題だけ示すと、「大正二年 水害凶作災害関係」「大正六年 実科高等女学校関係」「学務 例規綴」「大正十二年 労働統計調査関係書類」「大正十二年九月 関東地方東京震災関係書類綴」「学務 自大正七年至大正十一年 校舎校地設備関係書類」「庶務掛 自明治四十二年至大正元年 郡会関係書類綴」と、第一科く庶務係系統と第二科く学務係系統が多い印象である。

(四) 西田川郡役所文書

これまで紹介してきた郡役所文書は、ある程度まとまった状態で所蔵されている(所蔵されていた)例であるが、その一方で、散逸してしまったりゆえに、複数の所蔵機関に泣き別れになってしまったと考えられるものも存在する。

例えば、西田川郡役所の例がある。

西田川郡の郡役所文書の一つと考えられるものとして、鶴岡市郷土資料館所蔵の「勸業諸届届上款」と題された簿冊がある。県史資料室で所蔵する複写物を見ると、表紙には「明治十七年 勸業諸願届届上款 第二科」とあり、勸業・学務を掌る第二科が作成・收受した文書で

あると考えられる。松ヶ岡開墾場など産業関係の伺・上申・願などへの対応関係書類を所収している。

もう一つは山形県立博物館所蔵「長井政太郎収集資料」中の一点である。表紙には「鶴岡町各大字ニ達スル里程調 西田川郡役所」とあり、郡役所が作成したものと思われる。内容としては、鶴岡町から郡内の各町・大字までの距離を調べたものが書かれている。職掌から鑑みるに第一科系統であろうか。

大喜直彦「特別寄稿」二日町へようこそ♥

『山形県史だより』第一八号、二〇二一年)

にもあるように、長井政太郎は山形県柴橋村(現寒河江市)の生まれで、山形県師範学校の教諭をするかたわら地理学・歴史学を志し、県内の古文書の収集に尽力したことで知られており、その文書は山形県立博物館のほか、文翔館・山形大学附属博物館でも所蔵されている。長井が文書を収集したところには、既に西田川郡役所の公文書は散逸してしまっただのかもしれない。

おわりに

以上、「郡」や郡役所文書の概要、山形県の郡役所文書について述べてきた。山形県には県史資料室にとどまらず、各地の史料保存機関に郡役所文書の所蔵が確認でき、一部は比較的まと

まって保存されていたことが判明した。ただし、今回の調査はおおざっぱなものであり、かつ現在が所在が不明となっているものも存在するため、詳細な調査が今後必要であると考えている。もし、山形県の郡役所文書についての情報をお持ちの方がいらっしゃれば、県史資料室まで情報をお寄せいただけると幸いです。

山形県における郡役所文書の存在は、特に本県設立以来の公文書が一九一一年(明治四十四)の山形市火災でその大半が灰燼に帰したとされていることから、本県の近代の歩みを伝える資料としてその他の都道府県にも増して大変貴重な存在であるといえる。また、本県には、旧西田川郡役所(国指定文化財)・旧西村山郡役所・旧東田川郡役所・旧東村山郡役所(県指定文化財)・旧西置賜郡役所など、全国の都道府県で最も郡役所建物が残っていることでも知られる。これらの歴史的価値を相補する存在としても、山形県の郡役所文書は重要な意義を有するのではなからうか。

謝辞

本稿の執筆にあたっては、酒田市立光丘文庫の小野寺雅昭氏、ならびに新庄市立図書館に郡役所文書の来歴について種々御教示をいただいた。ここに記して御礼を申し上げます。

《資料紹介 県史資料室資料》

「県民の室」の写真から

本県史資料室には、平成十一年度以前に県の広報室から引き継いだ写真が一九冊のアルバムに整理されています。大半が、昭和二十三年六月一日に創刊された県政広報誌『県民のあゆみ』の作成にあたって撮影された写真です。昭和三十年代から五十年代の写真が多く、およそ二二〇〇枚が収録されています。

今回は、その中から、昭和三十四年十月に撮影された写真を通して、当時の県政の様子をみていきます。



図1 「県民の室」旧県庁前
(昭和34年10月撮影)



図2 「県民の室」(昭和34年10月撮影)

ます。図1では、二人の男性が県庁（現、文翔館）入り口にある「県民の室」と書かれた看板に見入っています。看板には、次のように書かれています。

県民の室

県民の皆さん、

どなたも御遠慮なくお出で下さい。

- ・県政についての御意見や御要望、苦情などお聞かせ下さい。
- ・県政の問題について、とくと話合います。
- ・業務上の御相談や庁内の案内などどんなことでもお申付下さい。
- ・その他、休憩、連絡などにも御利用下さい。

図2は、「県民の室」の様子を撮影したものです。

一体、この「県民の室」は何をする室なのでしょう。また、いつ、どんな目的で設置されたのでしょうか。

『県民のあゆみ』第九五号（昭和二十九年四月十五日発行）に、「県民の室」が開設された時のことが掲載されています。

県庁では、四月一日から県民の室が開設されました。ともしますと、県庁というところは、しかもめらしくまた、いかめしい感じのするところという見方も多かつたようですが皆さんが県庁を訪ねたときに、安らかな落ち着いた気持ちで、御用がたされるように、サービス・センターとして設けられたものです。そのほか、これまでは、皆さんが陳情とか事務相談、あるいは連絡のために県庁をたづねましたが、こうした県民の皆さん方からの要請、つまり皆さんの生活から、じかにもり上つてくる声を聞き、また広報、公聴事務の連絡を速く丁寧におこなうという目的で開設されました。そこで、県民室を通じて皆さんの要請なり相談なりを受けたときは、書類によるものと面接とに分けて、「公聴カード」に内容をくわしくかき、重要なものは、知事にみて貰い、関係する部長の意見を求めて処理し、御回答いたします。簡単な陳情や事務相談については、なるべくその場で解決ができるよう、各課から係員に来てもらったり、関係課に御案内したりして、直接意見を

申しあげることになっていきます。勿論、県庁全体をとおして、総合的な解決を図ることが望ましいので、一方にとらはれることなく、しつかりした処理の方針をたてています。県民の皆さん、県庁御来訪の折は、どなたも御遠慮なく「県民の室」を御利用下さい、県行政の参考資料や、市町村で発行している「広報誌」なども御覧願いたいと思います。(原文一部抜粋)

「県民の室」が設置されたのは、昭和二十九年四月一日のことでした。その開設の目的や利用の仕方、公聴(相談)の流れなどが明確に記されています。さらに、翌月の『県民のあゆみ』第九六号(昭和二十九年五月十五日発行)では、巻頭一面に大きく团らんする「県民の室」の写真を載せ(図3)、「御利

用下さい 県民の室」と県民に呼びかけています。

当時の知事は、戦後の山形県政を担ってきた村山道雄です。兵庫県出身の村山は、昭和二十年十月二十七日に三代山形県知事(官選)に就任しましたが、一年後に退任。同二十二年四月、初の県知事選挙を勝ち抜き、民選知事を二期つとめることになりました。村山知事は民選知事就任直後の二十二年六月の県議会施政方針演説の中で、「政府の経済危機の実態報告と国民の徹底的な耐久生活の実践の訴えを受けとめるとともに、新憲法を基調とする民主化と健全な勤労および経済の再建を図ることが県政の大方針です」(『山形県史』通史編 第七巻)と述べ、戦後連合国の占領下、新しい民主主義政治への施策を次々と実行していきます。この時期の『県民



図3 『県民のあゆみ』第96号(昭和29年5月号)

のあゆみ』では、県民に向けて新しい選挙制度や新法令の解説、新しい制度の啓発、教育制度、衛生問題、租税と貯蓄、労働問題、国民の祝日、農業普及事業、病気の伝染病等々身近な情報を非常に分かりやすく伝えていきます。

こうした中、三代目の山形軍政部長カスター司令官のもと、県民が自分の声を上げるべく「公聴会」の開催が呼びかけられました。昭和二十四年二月十日に初めて県議

会議事堂で「縣政、市政に何を望むか山形市民の声を聞く会」が開かれ、カスター司令官は冒頭の挨拶で、次のように述べています。(『県民のあゆみ』第十号(昭和二十四年二月十五日発行))

山形縣として初の試みであるこの公聴會の開催にあたり、各關係者に感謝の意を表する。公聴會は民主主義を訓練する好機會であり、ドイツに於て成功をおさめた實例を持つてゐる。例えば、ある學校が非常に破損してゐる。どうしたらよいか、という問題があつた。公聴會に取りあげたところ、ある材木商が自分の木材を提供しようとして出した。これは一つの實例にすぎないが、多くの問題は皆さんの役人と一緒に議論することに依つて達成され、解決されるものが少なくないと思う。縣及び市の役人にもいろいろ行政上の欠點があるだろう。軍政部にも欠點があるかも知れない。その時は遠慮なく申し出ておされるところはおすようにしたいものである。なおこれをスタートとして各地に公聴會が開かれることを希望する。

公聴會は日本の民主主義を訓練する好機會であるとして、役人と一緒に議論することによって達成され解決されるものが少なくないと、呼びかけています。この時は、集まった熱心な市民から、税金が荷重に過ぎることや引揚者の生活保護についてなど、さまざまな意見が出されました。

『県民のあゆみ』第一七号(昭和二十四年五月十七日発行)には、山形県では同年四月から涉外課と文書課広報係との協同によって、県民の一般世論を広聴して円滑な県政の交流を図るために、県下各市町村で公聴会を実施することになったとあります。四月二十三日に湯田川村で行われた公聴会では、「共同浴場の衛生設備について」「乗合自動車について」「学校五日制についての世論調査の結果について」などについて話し合われました。

同年七月、山形軍政部は山形民事部と改称し、民事部長となったカスター司令官は同月までの任期となりましたが、その退任にあたり、山形県民に向けて次のような強いメッセージを送っています。

山形県民のみなさんへ

本年二月十日初めて山形市において第一回の公聴会が開催されてから県下一般に同様の会が逐次開催された。

当初私はこの公聴会がよりよき政治を生み、官民間の意志疎通を図る上に多大の貢献あるを確信し、継続的にこの会を開くよう勧奨したのである。私はこの公聴会がみなさんの社会生活の肝要な一部であり官民相互の理解を深め、みんなが一緒になって社会及び生活の改善のために努力することが出来るよう、官民共にこの会の開催を奨励すべきものと考えます。

この会は民主主義を实践する一つの方法である。

本会をまだ一回しか開催していない町村があるのは遺憾である。これは役人が民衆と接触しないで、役所という殻の中に籠って政治をしたいと思ふ念からか、又は自分達を選んで呉れた人達の願いや福祉を顧みようとしない念から起るものと思う。同時に又一般民衆が自分達の生活改善に充分な関心を持っていないために公聴会の開催を主張しないからでもある。

みなさんへの最後の訴えとして、私はみなさんがこの会が継続的に開かれるよう各自の本分を尽くすと共に、みなさんがそれに出席して、みなさんの政治とみなさんの役人を一層よく知るよう真摯な努力をされんことを希望する。

最後に最もよき市民とは事情によく精通した人であることを記憶して下さい。

昭和二十四年八月一日

山形民事部長 カスター中佐

昭和二十七年四月、サンシフランシスコ条約が発効され、日本は独立国家の歩みを進めていきます。占領下で山形県民が体験した公聴会という主権者意識を育てる民主主義実現の方法とその強いメッセージは、その後の県政に少なからぬ影響を及ぼすことになりました。

「県民室」が開設されたのは、こうした歴史の流れの中、初めての公聴会からおよそ五年後のことでした。

そして、翌三十年、村山を破り三五代知事となった安孫子藤吉も、二月二十四日の初登庁後の記者会見で、四つの県政方針の一つとして、「県民の声をきき、現実にもとづいた行政を行うこと」を挙げています。(『山形県議会八十年史』「昭和後篇」)

左の表は、同年安孫子県政の始まった直後の四月から十月までの「県民の室」に寄せられた請願・陳

陳情(請願)書の受理調査表

区分	月別	陳情(請願)書の受理調査表										計		
		総務	4月	文教	5月	民生	6月	衛生	7月	農林	8月		農地	9月
県費助成		1	15	16	6	2	15	5	60					
災害復旧		—	—	2	23	4	1	1	31					
改良拡充		6	6	11	7	—	7	2	39					
補償		1	2	2	1	—	—	3	9					
負担の軽減		—	1	2	1	1	3	2	10					
営造物その他の設置		2	3	5	6	2	2	2	22					
誘致関係		—	1	3	—	—	1	—	5					
斡旋依頼		1	—	—	1	—	2	1	5					
反対運動		3	6	1	5	1	1	16	33					
町村合併関係		2	3	3	2	4	4	—	18					
事業促進		3	2	6	4	2	5	3	25					
その他		13	12	20	13	7	23	10	98					
計		32	51	71	69	23	64	45	355					

1955.12月号「県民のあゆみ」第114号

情の件数一覧です。『県民のあゆみ』第百十四号（昭和三十年十二月十五日発行）の「県民室の窓から」の記事には次のように記しています。

「県民室」は、いうまでもなく県民のための室である。（略）今年四月からの請願、陳情の内容を検討してみると、県民生活の動きというものが把握できる。（略）土木、農地、農林関係の事業では、殆んど全県的にしかも陳情者は各市町村長とか、各種団体長などからのものである。山形市七日町地内の県道側溝と水抜の改良工事について、沿道筋の人々からの陳情を初め、農地問題、遺家族援護に関する個人的な問題もあり、県行政が、県民生活に直結されていることが立証される。六月末の最上、庄内地区の水害は相当の被害を出したが、七月に入ると共に連日の如く水害復旧の陳情が寄せられた。（略）八月中の晴天続きは、稲作に大豊作を齎した一方、開拓地では旱害に見舞われ、収穫半減、或いは皆無という被害で、営農資金の返済延期とか、融資のあつせんなどの救済方陳情が、全県の開拓地から寄せられた。（略）一件一件をつぶさに検討すると、その折々の県民生活の動きというものが出てくる。このように、県民生活の中から直接もり上ってくる県民の声をきき、県政に反映せしむることが、「県民室」の大きな役割である。

そして同年十月二十六日、県民と知事が直接対話

する第一回「県勢懇談会」が温海町で開催されます。こうして、主権者である県民の声を傾け、その声を政治に反映させようとする取り組みは、次第に山形県政に定着していくことになりました。

図4は、昭和三十八年、長井市で行われた県勢懇談会「一日県庁」の一枚です。「あなたの声を県政に・・・」のローガンが看板に見えます。安孫子県知事を囲んで大勢の市民が集まっています。「昭



図4 県勢懇談会「一日県庁」(昭和38年 長井市)

和三十二年四月 県勢懇談会の記録」によれば、安孫子県政一期末のこの月に、県知事以下の県幹部二〇人以上が、最上、飽海、田川、東南村山、西村山、北村山、西置賜、東置賜の八地区で県勢懇談会を開き、それぞれ各市町村の首長、議会議長、農協組合長などを含む百数十人におよぶ出席者から、さまざまの質問や要望を聞き、県側の要望を伝えました。同様の企画は以後も引き続き行われています。『山形県史』通史編 第七巻

公聴会から「県民室」・「県勢懇談会」に受け継がれた民主主義の思想は、身近な政治に欠かすことのできないものです。戦後生まれたこうした思想をどのように発展させていくかが、今日の私たちに課せられた課題です。

山形県 県史だより 第十九号
令和三年十月十五日発行
編集・発行
山形県総務部学事文書課分室 県史資料室
〒九九一―八五〇―
寒河江市大字西根字石川西三五五
村山総合支庁西村山地域振興局
電話 〇三七―八三一―二二五
FAX 〇三七―八三一―二二六